

京都府立大学大学院特別聴講学生規程

(平成20年京都府立大学規程第52号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。)第43条第3項の規定により、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 特別聴講学生の科目履修の期間は、1年以内とする。

(出願資格)

第3条 特別聴講を出願することができる者は、京都府立大学(以下「本学」という。)と単位互換協定を締結している大学の大学院の学生で所属の大学院で特別聴講学生となることを許可されたものとする。

(履修科目)

第4条 特別聴講学生が履修することのできる科目は、あらかじめ本学大学院が指定した科目とする。

(出願手続)

第5条 特別聴講を志願する者は、所属の大学院を通じて、特別聴講願書(所定の様式)を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(特別聴講の許可)

第6条 特別聴講の許可は、研究科会議又は生命環境科学研究科教授会の審議を経て、学長が行う。

(特別聴講の手続)

第7条 特別聴講を許可された者は、別に定めるところにより手続を行わなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を行わない者は、特別聴講学生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

(身分証明書)

第8条 前条第1項の手続をした者に、特別聴講学生証を交付する。

(単位修得認定及び証明書の交付)

第9条 履修した科目の単位修得認定は、大学院学則第43条第2項により行う。

2 単位を修得した者に、成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(聴講料)

第10条 聴講料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年大学院京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

(諸規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。